

六篠会海外学術活動援助規定

(趣 旨)

第 1 条 神戸大学農学部および大学院農学研究科の発展のための海外学術活動援助に関し必要な事項を定めたものである。

(援助の額)

第 2 条 援助総額は年間で 50 万円とし、原則として 1 人あたり 10 万円を限度とする。ただし、渡航先により限度額を設定する。

- (1) 中国・台湾・韓国：5 万円
- (2) ハワイ・アジア：8 万円
- (3) その他の地域：10 万円

(応募資格)

第 3 条 本会会員で農学研究科教員の推薦を受けた学生および院生で、当該年度内に外国で開催された国際会議等に自費で出席し、自ら研究発表を行ったもの。なお、以下のものは除く。

- (1) 過去 3 年以内に神戸大学大学院学生海外派遣援助事業から援助を受けた者。
- (2) 学会や企業など、他の団体からの援助を同時に受ける者。

(応募時期)

第 4 条 応募は随時受け付け、応募締め切りは毎年度 2 月下旬とする。

(応募方法)

第 5 条 応募者は、以下の書類を提出する。

- (1) 所定の申請書：1 部
- (2) 海外学術活動報告書（写真を含む）：1 部
- (3) 学会参加費、航空運賃の領収書及び要旨集のコピー：各 1 部
- (4) 農学研究科教員の推薦書：1 部

(選考方法)

第 6 条 応募書類をもとに六篠会役員会において決定する。

(寄稿等の義務)

第 7 条 援助された者は、六篠会報への寄稿ならびに六篠会からの要請があったときは、講演会や会議等で発表しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。平成 23 年 4 月 1 日修正、平

成 2 4 年 4 月 1 日 修正、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。平成 30 年 7 月 22 日 第 5 条改正 平成 30 年 7 月 1 日より施行する。